

高 福 第 6 1 1 号

平成27年9月16日

各介護保険施設の管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

江森 光芳（公印省略）

**長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての  
居所情報の登録申請等の徹底について（通知）**

本県高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等については、平成27年8月20日付け高福第521号で通知したところです。

このたび、改めて総務省から、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について(依頼)」(平成27年9月14日付け総行住第121号総務省自治行政局長通知)の通知がありました。

各介護保険施設においては、下記ホームページを参考に、長期入所等中の方で施設等に住所地を移していない方に対する居所情報の登録に関する周知及び居所情報登録申請書の御確認等の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

<高齢者福祉課ホームページ>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/mynumber.html>

担 当 施設・事業者指導担当

電 話 048-830-3254

F A X 048-830-4781